

公用車（マイクロバス）売却 仕様書

1. 目的

本仕様書は、志免町内で運行していた福祉巡回バスが運行終了し、車両の使用用途がなくなったため、福祉巡回バス車両を志免町が買受者に売却することを目的とする。

2. 契約の名称

公用車（マイクロバス）売却

3. 売却物件

日野 リエッセII LX

- ・福岡 200 さ 1930 （車体色 ピンク）
- ・福岡 200 さ 1931 （車体色 ブルー）
- ・福岡 200 さ 1999 （車体色 グリーン）

※詳細は別添の「売却物品一覧」を参照

4. 契約方法

車両1台ごとの契約とし、志免町指定の契約書により締結する。

5. 引き渡し場所

志免町大字志免 1638-1 志免町一般廃棄物最終処分場

6. 引き渡し可能日時

契約締結後、物品の引き渡しができる日及び時間帯は以下の通りとする。

(1) 引き渡しができる日

月曜日から金曜日（同日が祝日である場合はその日を含まない。）

(2) 引き渡し可能な時間

午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

7. 売却代金

- (1) 買受者が志免町に支払う物品の売却代金は、契約単価に地方消費税及び消費税を加算した額とし、円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
- (2) 支払は一括での支払いとする。
- (3) 売却代金の納入については、売買契約締結後 **14日以内**に、志免町が発行する納入通知書により、買受者が納入期限までに納入すること。

8. 物品の引渡しについて

- (1) 運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用等は全て落札者の負担とする。
- (2) 引渡し後の故障及び瑕疵等について志免町は一切責任を負わない。
- (3) 代金納付後、譲渡証明書、自動車検査証（登録識別情報等通知書）等の関係書類を志免町から受領し、**14日以内**に車検証の所有者名義および自動車損害賠償責任保険証明書の名義変更を行うこと。名義変更後は、変更したことを証明する書類（写し）を提出すること。
- (4) 名義変更の手续完了を確認後、車両を引渡すものとする。
- (5) 物品の引き渡し後、買受者は速やかに車両に施されているラッピング等を除去し、完了報告書（任意様式、処理前後の写真を含む）を提出することとする。

除去必須の項目は、

- ・「志免町町章」1箇所（前面）
- ・「『志免町福祉巡回バス』」4箇所（前面・側面2か所・後面）

上記以外のラッピングや車両左側面に設置してあるプレートホルダーについては任意で除去するものとする。

9. その他の注意事項

- ・引き渡しまで車両の現状維持に努めるが、引き渡し時にエンジンがかからない可能性があるため、引き渡し当日は準備のうえ引き渡しを受けること。
- ・本仕様書に定めのないものについては、志免町と買受者とで協議のうえ決定する。